2019 年 3 月 特定社会保険労務士 徳永康子

# / **ハーモニーN EWS vol.65** 版 https://www.sr-harmony.jp/ 解 https://www.nenkin-omakase.jp/

#### ★いよいよ働き方改革が4月から施行されます

働き方関連法のタイムスケジュールは次のとおり。

大企業	中小企業	項目
2019. 4	2019. 4	年次有給休暇の年5日取得 <mark>義務</mark>
		労働時間の客観的な把握 <mark>義務</mark>
		産業医・医業保健機能の強化
		勤務間インターバル制度の導入促進
		フレックスタイム制の拡充
		高度プロフェッショナル制度を創設
	2020.4	残業時間の上限規制
2020.4	2021.4	同一労働同一賃金
施行済	2023.4	月60時間超の割増率引上げ

特に「年次有給休暇の年5日取得義務」は一部のパ ートにも該当するので、週所定労働日数や勤続年数 の確認をし、年次有給休暇管理簿もご用意下さい。 また、就業規則への記載も忘れずにお願いします。

# ★「労働者代表」問われる正当性

就業規則を監督署に届ける「意見書」や、「協定」 を締結する場合の「労働者代表」の選出方法が正し いかが最近の裁判で問われ、協定の無効が相次いで いる。基本的には過半数が加入する労組が代表にな るが、労組がない場合は労使協定の度に投票や挙手 などを実施し、代表を決め労働者の意見とする。「不 当な代表者が結んだ協定」とならないよう注意しま しょう。

# ★勤務医の労務管理一斉点検

厚労省は全国 8,300 あるすべての病院を対象に労 働基準法に基づく勤務医の労務管理ができているか を点検する。36協定の締結状況などを調べ不適切な 実態が判明した病院に対しては是正を促し、勤務医 の長時間労働問題の対策を進める。

昨年実施した厚生労働省の調査では、勤務医の在 院時間を客観的に管理する仕組みについて、4割の病 院が「検討に着手していない」と回答し、このうち 約半数が「問題が生じておらず必要がない」とした。 医師であっても、残業をさせる場合には36協定を締 結する必要があるが、「締結しておらず、必要もな い」と答えた病院が約1割あった。

## ★外国人材保護へ監視強化

政府は外国人受け入れを4月から拡大することに 合わせて政省令を公布した。4月から導入する新たな 在留資格「特定技能」で働く外国人については、原 則として預金口座に報酬を支払い、定期的な報告を 地方出入国在留管理局にするように企業に義務付け る。従来の制度に比べて政府が雇用実態を監視しや すくなるため、外国人労働者の保護につながる。

初年度は最大47,550人、5年間で約345,000人の受 け入れを見込んでいる。

#### 【特定技能制度は外国人保護を強化】

技能実習(従来の制度)	特定技能(新制度)
賃金は通貨払いが原則	預貯金口座への支払いが原則
報酬は契約書を確認。	賃金台帳や証明書の提出で支
支払額は確認せず。	払い額を確認
不払いには罰則や受け	不払いには罰則や受け入れ停
入れ停止も	止も
支援計画は作成せず。	支援計画を義務付け、指導・
相談のみ	助言。支援責任者などを選任

※特定技能とは、人手不足の14業種を対象に新たに 設ける在留資格。単純作業の1号は最長5年で家族の 帯同は認めない。高度な試験に合格した2号は、長期 の就労や永住が可能で家族の帯同も認められる。

### ★管理薬剤師複数地域で兼務

厚労省は、薬局の管理職にあたる管理薬剤師につい て、複数の薬局を兼務できるよう 2019 年度中にも規 制を緩和する方針。薬剤師は人手不足となっており、 人員配置を柔軟にできるようにし、地方の店舗網を 維持し、患者が不便にならないようにする。業界再 編が促される可能性もある。

